

長浜市告示第137号

長浜市農地集積・集約化協力事業交付金交付要綱（平成24年長浜市告示第264号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「者」を「地域」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「交付対象者」を「交付対象地域」に、「及び交付単価」を「並びに交付単価及び交付額」に改める。

第3条中「規定する」の次に「補助金等の交付の申請は、交付対象地域の代表者が行うものとし、同項に規定する」を、「様式第2号に定めるもの」の次に「、農地集約化促進支援金については様式第3号に定めるもの」を加える。

第6条中「者」を「地域」に改め、「第6の5」の次に「及び第8の5」を加える。
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	交付対象地域		交付要件	交付単価及び交付額
地域集積協力金	国実施要綱別記2第5の1及び2による。		国実施要綱別記2第5の3による。	国実施要綱別記2第5の3及び4による。
集約化奨励金	国実施要綱別記2第6の1による。		国実施要綱別記2第6の2による。	国実施要綱別記2第6の2及び3による。
農地集約化促進支援金	集約化加速タイプ（基本タイプ及び大規模集約タイプ）	国実施要綱別記2第8の1（1）による。	国実施要綱別記2第8の1（2）のイによる。	国実施要綱別記2第8の1（2）のイ及び（3）による。
	集約化加速タイプ（誘致団創出タイプ）	国実施要綱別記2第8の2（1）による。	国実施要綱別記2第8の2（2）のイによる。	国実施要綱別記2第8の2（2）のイ及び（3）による。

	地 域 集 約 化 実 現 タ イ プ	国実施要綱別記 2 第 8 の 3 (1) による。	国実施要綱別記 2 第 8 の 3 (2) のアに による。	国実施要綱別記 2 第 8 の 3 (2) のイ及び (3) による。
--	---------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	---

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号（第3条関係）

農地集約化促進支援金 交付申請書

長浜市長 様

農地集約化促進支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②虚偽や違反があった場合には支援金を返還することを誓約します。

記

		申請 年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					印
	住所					
	電話	—	—	F A X	—	—

(1) 交付対象地域の農地の所在地、面積、農地所有者及び耕作状況等

(2) 機構の活用率、交付対象面積、「地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する」団地面積の割合及び交付申請金額等

(3) 上記(1)、(2)以外の添付書類

- ア 「地域」の農地利用の現状と計画（目標）が分かる図面
- イ 「地域」で合意形成を図ったことが分かる書類（議事録等の写し）
- ウ 交付申請者が組織の場合は、組織の定款等の写し

(4) 個人情報の取扱いの確認

別記「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
--------------------------	-------------------------------

別 記

個人情報の取扱い

以下の「農地集約化促進支援金（農地集約化促進事業）に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

農地集約化促進支援金（農地集約化促進事業）に係る個人情報の取扱いについて

長浜市は、農地集約化促進支援金（農地集約化促進事業）の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長浜市は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 （注1）	農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金等
関係機関 （注2）	国、滋賀県、長浜市、長浜市農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、滋賀県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体等

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。